

熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金貸付要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、平成12年2月8日閣議了解「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」に基づき、チッソ株式会社(以下「チッソ」という。)の既往公的債務(水俣湾堆積汚泥処理事業のチッソの負担金の立替えのために起こした県債、チッソの水俣病患者への補償に係る資金の貸付けのために起こした県債及び財団法人水俣・芦北地域振興基金(以下「財団」という。)に対する貸付けのために起こした県債の元利償還に充てられるべきチッソの県又は財団に対する債務のことをいう。以下同じ。)に対する所要の支払猶予等相当額のうち2割に相当する部分を手当するため、県がチッソに対して特別に貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付金の貸付け)

第2条 県は、毎年度の熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算に定める貸付金の額の範囲内において、チッソの借入申込みにより貸付けを行うものとする。

(貸付金の使途)

第3条 チッソは、貸付金を既往公的債務に対する償還のための資金に充てるものとする。

(貸付金の貸付条件)

第4条 貸付金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利 息 無利子
- (2) 貸付期間 20年(据置期間3年以内を含む。)以内
- (3) 貸付金の償還方法

均等半年賦償還

(4) 貸付金の償還期日及び償還額

知事が別に定める貸付金償還年次表の記載のとおりとする。

(貸付金の借入申込み等)

第5条 チッソは、既往公的債務の償還に当たり、貸付金の貸付けを受けようとするときは、熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金借入申込書(別記第1号様式)正副2通のほかに、次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 貸付金償還計画書及び貸付金の使途予定内訳書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(貸付け等の決定)

第6条 知事は、前条の借入申込書を受理したときは、すみやかにその内容を審査し、適当と認められるときは、貸付けを決定し、熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金貸付決定通知書(別記第2号様式)により、その旨をチッソに通知するものとする。

(契約の締結及び貸付金の交付)

第7条 チッソは、前条の規定により、貸付けの決定の通知を受けた場合は、ただちに熊本県のチッソ株式会社に対する貸付金貸借契約書(別記第3号様式)により県と契約を締結するものとする。

- 2 チッソは、前項の契約の締結後ただちに知事に対し熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金請求書(別記第4号様式)を提出するものとする。
- 3 知事は、前項の請求書の提出があった場合は、その内容を確認し、貸付金を交付するものとする。

(使途の報告)

第8条 チッソは、貸付金の交付日から30日以内に熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金使途報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(担保の提供)

第9条 チッソは、知事が担保を求めた場合は、担保を提供しなければならない。

2 前項の規定により、知事が担保を求めた場合は、別に定める抵当権設定契約書により、抵当権設定契約を締結するものとする。

(繰上償還)

第10条 チッソは、貸付金の全部又は一部の額について知事と協議の上、繰上償還をすることができるものとする。

2 知事は、チッソが次の各号のいずれかに該当する場合には、チッソに対し、貸付金の全部又は一部の額について繰上償還を命ずることができるものとする。

(1) 貸付金を第3条に規定する用途以外に使用したとき。

(2) 貸付金の償還を怠ったとき。

(3) この要項を遵守しなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第7条第1項の規定により締結した契約書に定める事項。

(違約金)

第11条 チッソは、所定の償還期日までに貸付金を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき知事が別に定める割合で計算した額の違約金を支払うものとする。

(報告の徴収等)

第12条 知事は、必要と認めるときは、貸付金の貸付けに関し必要な事項につき報告を求め、又は知事が指定した者に工場、事業所等を立入調査させることができるものとする。

2 チッソは、貸付金を全額償還するまでの間、毎年度の中間決算及び本決算の確定後、公認会計士の証明書を付して、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び連結財務諸表を提出するほか、

毎月、売上実績報告書及び資金繰り表を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前2項の調査及び報告により知りえた事項については、チッソの営業上の支障又は不利益が生じないように、その取扱いに配慮を行うものとする。

(雑 則)

第13条 貸付金に関しこの要項に定めのない事項については、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要項は、平成12年8月24日から施行する。

(別記第1号様式)

熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金借入申込書

年 月 日

熊本県知事

様

(住 所)

(法人名)

(代表者)

印

熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金貸付要項第5条の規定に基づき、貸付金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

資 金 名	熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金
借 入 申 込 書	金 円
借入希望年月日	年 月 日
使 途	既往公的債務に対する償還のための資金に充てる。
利 息	無利子
貸 付 期 間	20年(据置期間3年以内を含む。)以内
償 還 方 法	均等半年賦償還
添付書類	(1) 貸付金償還計画書及び貸付金使途予定内訳書 (2) その他知事が必要認める書類

貸付金償還計画書

資金名	熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金		
借入申込額	千円	借入希望日	年 月 日
利息	無利子	償還方法	均等半年賦償還
借入期間	20年(据置期間3年以内を含む。)以内		

年度	償還額	年度	償還額

貸付金の使途予定内訳書

--

(別記第2号様式)

熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金
貸付決定通知書

第 号
年 月 日

チッソ株式会社
(代表者)

様

熊本県知事

印

年 月 日付で借入申込みのあった貸付金については、熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金貸付要項第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

資金名	熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金
貸付予定額	金 円
使 途	既往公的債務に対する償還のための資金に充てること。
利 息	無利子
貸付期間	20年(据置期間3年以内を含む。)以内
償還方法	均等半年賦償還
備 考	

(別記第3号様式)

熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金貸借契約書

貸主熊本県(以下「甲」という。)と借主チッソ株式会社(以下「乙」という。)とは、別添「熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金貸付要項」(以下「貸付要項」という。)に基づき、貸付金の貸借について、次のとおり契約する。

(貸付金)

第1条 貸付金の金額は、金 円とする。

(貸付金の貸付条件)

第2条 貸付金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金の交付日 平成 年 月 日
- (2) 使 途 既往公的債務に対する償還のための資金に充てること。
- (3) 利 息 無利子
- (4) 据置期間 平成 年 月 日
- (5) 償還期限 平成 年 月 日
- (6) 貸付金の償還方法 均等半年賦償還
- (7) 貸付金の償還期日及び償還額
別に定める貸付金償還年次表によるものとする。

(貸付金の使途)

第3条 乙は、貸付金を前条第2号に規定する使途以外に使用しないものとする。

2 乙は、貸付金に係る経理を明らかにしておくものとする。

(繰上償還)

第4条 乙は、貸付金の全部又は一部の額について、甲と協議のうえ、繰上償還することができるものとする。

第5条 貸付要項第10条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げるもののほか、甲が乙に貸付金の全部又は一部の額について繰上償還を命ずることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 第11条に規定する立入調査を拒み、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- (2) 虚偽の事実に基づいてこの貸付金の貸付けを受けている場合
- (3) この貸付金の借入れ又は使用に関し、法令若しくは慣習に違背し、又は著しく不当と認められる事実があった場合

2 前項の規定により繰上償還が行われる場合における償還金額及び償還期日は、甲が定めるものとする。

第6条 この貸付金の一部の額について、繰上償還が行われた場合における繰上償還後の残存貸付金の償還方法は、第2条で規定する貸付条件の償還方法によるものとする。

ただし、この方法によりがたい特別の理由がある場合には、甲の承認を得て他の償還方法によることができるものとする。

(違約金)

第7条 乙は、所定の償還期日までに貸付金を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年
%の割合を乗じて得た金額の違約金を甲に支払うものとする。ただし、災害その他の不可抗力により当該期日に償還をすることができなかつたと甲が認めたときは、違約金を支払うことを要しない。

(違約金の割合の変更)

第8条 甲は、金融情勢に応じて、前条に規定する違約金の割合を変更することができるものとする。

(債務履行の場所)

第9条 乙がこの契約に係る債務を履行する場所は、肥後銀行県庁支店とする。

(債務履行の方法)

第10条 乙は、貸付金に係る償還金及び違約金について、甲の発行する納入通知書により支払うものとする。

2 乙は、貸付金の償還をするために必要な期間内に甲の発行する納入通知書が到達しない場合又は甲の発行した納入通知書により償還金の支払をすることが債務の本旨に従った履行とならないと認められる場合には、所定の償還期日までに支払うことができるように、甲に当該納入通知書の交付又はその記載事項の訂正を請求するものとする。

(調査及び報告)

第11条 甲は、必要と認めるときは、貸付金の貸付けに関し必要な事項について報告を求め、又は甲が指定する者に工場、事業所等を立入調査させることができるものとする。

2 乙は、貸付金を全額償還するまでの間、毎年度の中間決算及び本決算の確定後、公認会計士の証明書を付して、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び連結財務諸表を提出するほか、毎月、売上実績報告書及び資金繰り表を甲に提出するものとする。

(契約の費用等)

第12条 この契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(疑義の解決)

第13条 この契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成12年 月 日

甲 熊本県
代表者

乙 チッソ株式会社
代表者

(別記第4号様式)

熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金請求書

年 月 日

熊本県知事

様

(住所)

(法人名)

(代表者)

印

熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金貸付要項第7条第2項の規定に基づき、貸付金の交付を下記のとおり請求します。

記

金

円

金融機関名	銀行	支店
預金種目		
口座番号		
口座名義		

(別記第5号様式)

熊本県のチッソ株式会社に対する特別貸付金使途
報告書

年 月 日

熊本県知事

様

(住所)

(法人名)

(代表者)

印

年 月 日付けで交付された貸付金については、
既往公的債務に対する償還のための資金に充てましたので、下記
のとおり報告します。

記

貸付金の使途明細